主

本件上告を棄却する。

理 由

弁護人吉田賢美の上告趣意は、違憲をいうが、その実質は事実誤認、単なる訴訟 法違反、法令違反の主張を出でないものであつて、刑訴四〇五条の上告理由に当ら ない。(記録によると、原審が、静岡地方裁判所浜松支部において、所論証人Aの 尋問を行つた際、被告人及びその弁護人吉田賢美は右証人尋問に立ち会い、同弁護 人は右証人に対して反対尋問を行つており、原審が、被告人の反対尋問権を妨げた というような事跡は、これを認めることができないまた、原審は、被告人を有罪と した第一審判決判示第二事実について、被害者であるBを更に証人として取り調べ 第一審判決の事実認定に誤りがないことを確めている。)また記録を調べても同四 一一条を適用すべきものとは認められない。

よつて同四一四条、三八六条一項三号により裁判官全員一致の意見で主文のとおり決定する。

昭和二九年一二月二一日

最高裁判所第三小法廷

裁判長裁判官	井	上			登
裁判官	島				保
裁判官	河	村	又		介
裁判官	/]\	林	俊		Ξ
裁判官	本	村	善善	太	郎